

静岡県人事委員会は、静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則12-22

静岡県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

静岡県職員の退職管理に関する規則（静岡県人事委員会規則12-19）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任命権者への再就職の届出を要しない場合) <b>第22条</b> (略) (1) (略) (2) <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項</u> の規定により職員として採用された場合	(任命権者への再就職の届出を要しない場合) <b>第22条</b> (略) (1) (略) (2) <u>法第22条の4第1項</u> の規定により職員として採用された場合

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 令和14年3月31日までの間、第22条第2号の「法第22条の4第1項」とあるのは、「法第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項、第2項、第6条第1項若しくは第2項」とする。